



消費生活センター相談室からのお知らせ

消費生活相談室

商品やサービスの契約に関して、トラブルがあったときやおかしい思ったときに相談できる窓口です。専門の相談員が対応します。



詐欺



有名人や専門家になりすました投資詐欺にご注意ください！

著名な「経済学者」「投資家」「大手企業役員」等の有名人本人や、有名人の関係者になりすましたSNSの広告やダイレクトメールをきっかけとした投資詐欺が急増しています。

- ◆「経済学者が主催する投資の勉強会・セミナー」
- ◆「投資家が投資のノウハウを教える！」
- ◆「大手企業役員の知り合いで絶対に儲かる投資を知っている」などと勧誘し、巧妙な手口に多くの人が被害にあっています。



【典型的な投資詐欺の手口】



1. SNSの広告やダイレクトメールで有名人をかたって興味を持たせる。
2. 興味を持った人をメッセージアプリのグループに招待して、有名人になりすましたコメントや詐欺グループ内のサクラを使って信用させて投資に誘う。
3. 高配当を架空の投資アプリに誘導して指定口座に入金するように案内する。投資アプリは儲かっているようにみせかけている。
4. 追加の投資を勧めて入金させる。出金しようとする手続料や税金といって入金させる。
5. 実際には出金できない。多額の入金をさせた後は連絡も取れないようにする。

【被害にあわないために】



「投資」として振り込むことに加え「必ず儲かる」「お金が増える」と言われているため被害額が高額になりやすいです。入金してしまうと被害回復は困難です。騙されないように気をつけてください。

●SNS上で投資の勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう！

有名人が言っているからと、安易に信じないようにしましょう。ニセモノの可能性を疑うようにして、その有名人の公式サイトなど、必ず複数の情報源にあたって確認しましょう。

●振込先が個人名義の口座であれば絶対に振り込まないようにしましょう！

指定された口座が個人名義の場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

不安に思った場合や、消費者トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

ひとりで悩まず、まず相談！
専門の相談員がお話を伺います。
(秘密厳守・無料)

【相談日・相談時間】

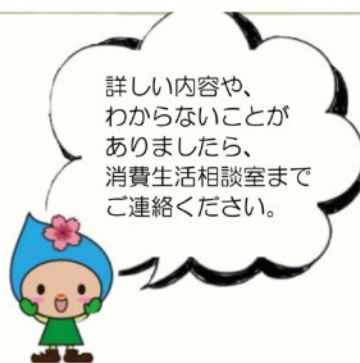
平日 月～金曜日

午前9時30分～正午

午後1時～3時30分

☎(042)555-1111 ①641

FAX (042)555-5535



羽村市消費生活センターだより

2025.4.1発行

No.400
最終号

はむ☆らいふ



「羽村市消費生活センター開設50周年記念誌」
閲覧用QRコード

50年の歴史をギュッと詰め込んだ手作りの記念誌です。ぜひ、こちらのQRコードから、公式ウェブサイトへアクセスしてご覧ください。



消費生活センターの運営が代わります

消費生活センターが誕生したのは今から50年前。全国に先駆けての設立でした。



昭和50年3月開設当時の
「羽村町立消費者センター」
市民による運営が始まりました

昭和48年当時、学習施設は無く、仲間と勉強するには個人の家か、お寺の広間をお借りして集まっていたようです。その頃は、「主婦が『学ぶ』＝遊び」と捉えられ、参加したくても舅や姑に気兼ねしながら出かけなくてはならないような時代でした。

そんな中でも、少しずつ広がり始めた「婦人会」の活動を通して、新しい知識に目を開かされた先輩たちのパワーが、輝かしい「町立消費者センター」を手に入れたのです。得た知識の先には、さらに問題が見えてきて、それを解決すべく多方面に働きかけて、ついには生産者を動かし、成果を得る。

創世期の消費生活センターの活躍は全国にまで知られ、関係各所から取材を受け報道されるという誇らしい実績を残しています。

さて、50年を経た今はと…。

市から委託され、センターを運営する委員は、市の規定では11名となっているものの、それに満ちることはほぼ無く、わずか4名で切り盛りしなければならない時もあり、委員を探すのも一苦労という事態に陥りました。

そこで、「新しい使い方検討会」の提案を受け改革をめざし、新たに7名の委員を迎えました。しかし、それぞれが仕事を抱えながらの活動には限界があり、委員会の継続が困難な状況が続き、令和6年度を以て運営委員会は閉じることとなりました。



この50年の間には、様々な事業を実施。たくさんの市民の皆様にご参加いただくことができました。一人ではなかなか行けない工場や施設の見学を体験していただきたり、様々な講座で知識を広げられたり、料理講習会で友達ができたりと、得難いチャンスを、このセンターで得ることができたことと思います。



私たち運営委員も、ここに関わることで、たくさんの貴重な経験をさせていただきました。長い間、本当にありがとうございました。

市民による運営という形は終わりますが、消費生活センターは、これからも「市民にとっての活動の場」として開かれています。ぜひ、引き続きご利用をお待ちしています。



〒205-0003
東京都羽村市緑ヶ丘5-1-30
羽村市消費生活センター
運営委員会発行

お問合せは消費生活センターへ ☎ 042-555-1111 ① 640



